

第 5 8 号議案

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提案理由 )

この案は、区外利用者の使用料を定める等のため提出します。

## 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

東京都台東区体育施設条例（昭和50年3月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「前3項」を「前6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 台東区内に住所又は勤務先を有する者及び台東区内の学校に在学する者以外の者並びに委員会が別に定めるもの（以下「区外利用者」という。）が体育施設を貸し切りで使用する場合は、規定使用料の額の5割に相当する額を増額した額とする。
- 3 使用者が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に体育施設を貸し切りで使用する場合は、別表第4に特に定めるものを除き、規定使用料の額の2割に相当する額を増額した額とする。
- 4 使用者が体育施設を貸し切りで使用し、かつ、入場料を徴収する場合は、規定使用料の額の5割に相当する額を増額した額とする。

第11条に次の1項を加える。

- 8 第1項から第4項まで及び前項の規定により算出した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第11条の2第5項中「前条第4項」を「前条第7項」に改め、

同項を同条第 8 項とし、同条第 4 項中「第 1 項」の次に「及び第 3 項から第 5 項まで」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項を同条第 6 項とし、同条第 2 項の次に次の 3 項を加える。

3 区外利用者が清島温水プールを貸し切りで利用する場合の利用料金は、規定利用料金の額の 5 割に相当する額を増額した額とする。

4 利用者が土曜日、日曜日及び休日に清島温水プールを貸し切りで利用する場合の利用料金は、規定利用料金の額の 2 割に相当する額を増額した額とする。

5 利用者が清島温水プールを貸し切りで利用し、かつ、入場料を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の額の 5 割に相当する額を増額した額とする。

第 1 1 条の 2 に次の 1 項を加える。

9 第 1 項から第 5 項まで及び前項の規定により算出した利用料金に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第 1 2 条の 2 第 2 項第 2 号中「利用料金の 5 割相当額を限度とする額」を「委員会規則で定める額」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 8 条関係)

施設の名称	休場日
台東リバーサイドスポーツセンター体育館	1 毎週月曜日(毎月第 1 月曜日及び休日に当たる月曜日を除く。)
台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場	2 1 月 1 日から同月 3 日まで 3 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
台東リバーサイドスポーツセンター野球場	
台東リバーサイドスポーツセンター庭球場	
台東リバーサイドスポーツセンター水泳場	別表第 3 に定める開場時期以外の日
台東リバーサイドスポーツセンター少年野球場	1 毎週月曜日(毎月第 1 月曜日及び休日に当たる月曜日を除く。)

	2 1月1日から同月3日まで 3 12月29日から同月31日まで
台東リバーサイドスポーツセンター駐車場	1 1月1日から同月3日まで 2 12月29日から同月31日まで
東京都台東区立社会教育センター清島温水プール	1 毎月第1、第3及び第5月曜日 2 1月1日から同月4日まで 3 12月28日から同月31日まで
柳北スポーツプラザ体育館 柳北スポーツプラザ庭球場	1 毎月第1月曜日。ただし、第1月曜日が 休日に当たるときは、その日の直後の休日 でない日 2 1月1日から同月3日まで 3 12月29日から同月31日まで
柳北スポーツプラザプール	別表第3に定める開場時期以外の日
たなかスポーツプラザ体育館 たなかスポーツプラザグラウンド	1 毎月第1月曜日。ただし、第1月曜日が 休日に当たるときは、その日の直後の休日 でない日 2 1月1日から同月3日まで 3 12月29日から同月31日まで
荒川河川敷運動公園運動場	1 1月1日から同月3日まで 2 12月29日から同月31日まで
江戸川河川敷野球場	別表第3に定める開場時期以外の日

別表第4(1)の部中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を削り、備考5を備考3とし、同表(2)の部中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を削り、同表(8)の部備考及び(11)の部備考を削る。

#### 付 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### ( 準備行為 )

2 東京都台東区体育施設の使用申請その他使用(東京都台東区立社会教育センター清島温水プールにあっては、利用申請その他利用)のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。